平成29年度分　扶養控除申告書の記入について

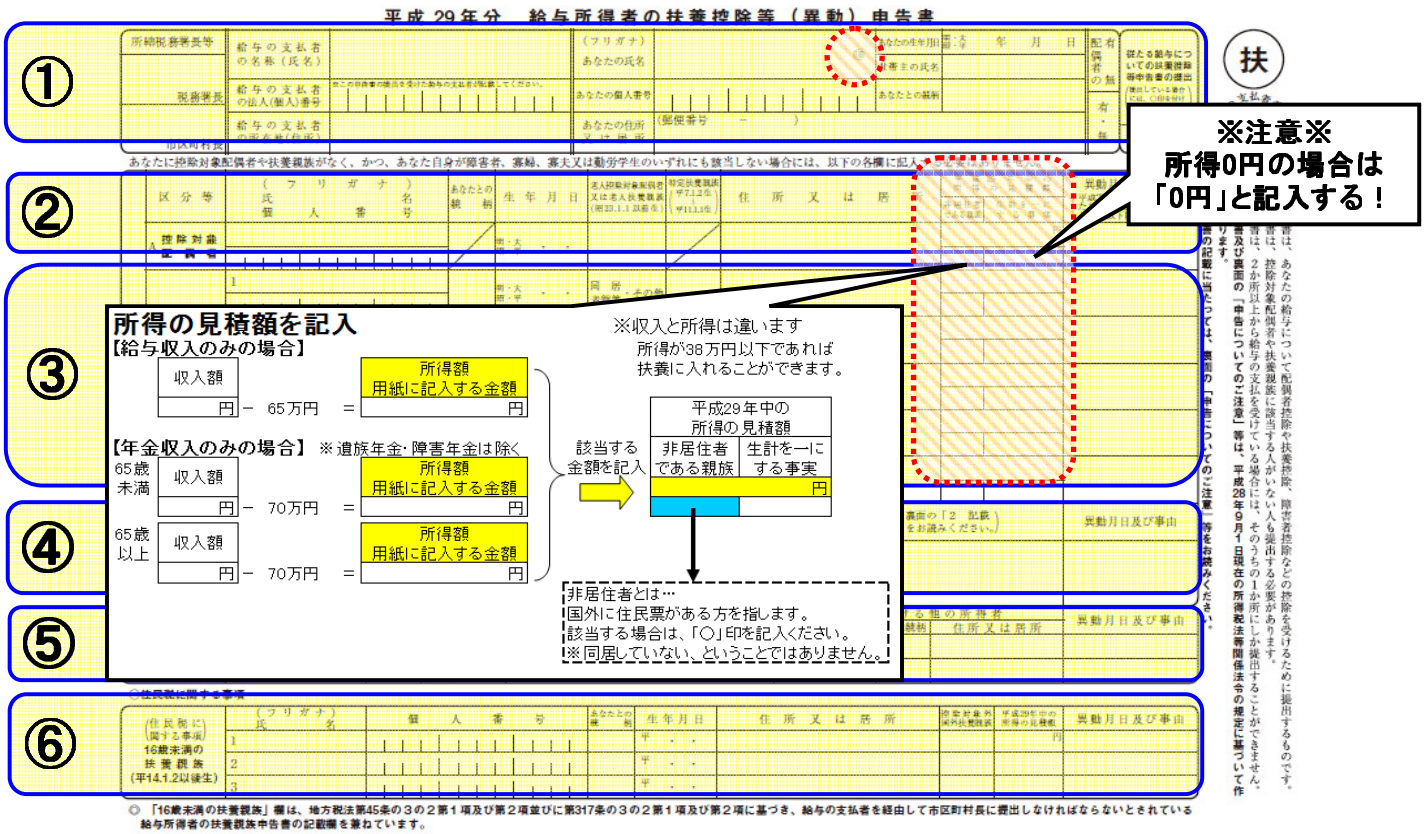

以下ご参照の上で、平成29年12月31日時点での状況について変更・追加がないか、ご確認をお願い致します
変更・追加がある場合は正しい情報をご記入下さい　※マイナンバー情報の記入は不要です

①　申告者情報の確認

□捺印　□【世帯主の氏名】は空白→ご自身で記入　□【住所】住民票の住所

②　控除対象配偶者情報の確認

□控除対象配偶者の所得見積額を記入　□【住所】は記入

※配偶者の所得が38万円以上76万円未満であれば「配偶者特別控除」の申告が可能です
「配偶者特別控除」については、右ページ（保険料控除申告書）の記入例 ④配偶者特別控除をご確認下さい

③　控除対象扶養親族(**16歳以上**)情報の確認

□扶養親族の所得見積額を記入　□【住所】は記入

●扶養親族の年齢が70歳以上（昭和23年1月1日以前生まれ）
・同居の場合は「同居老親族」、別居の場合は「その他」に〇印

●扶養親族の年齢が19歳以上23歳未満
・「特定扶養親族」に〇印

④　障害者・寡婦・寡夫・勤労学生情報の確認

【1. 障害者】 □該当する場合は〇印　※変更・追記を行った場合は障害者手帳のコピーを提出下さい

【2. 寡　婦】 □該当する場合は2に〇印
(1)次のいずれかに該当する人で、扶養親族 or 生計を一にする子のある人
イ：夫と死別したあと、婚姻していない人　ロ：夫と離別したあと、婚姻していない人　ハ：夫の生死の明らかでない人
(2)上記以外の次のいずれかに該当する人で、年間所得合計が500万円以下の人
イ：夫と死別したあと、婚姻していない人　ロ：夫の生死の明らかでない人

【3. 特別の寡婦】 □該当する場合は3に〇印
上記【2. 寡婦】のうち、扶養親族である子を有し、かつ、年間合計所得が500万円以下の人

【4. 寡　　夫】 □該当する場合は4に〇印
次のいずれかに該当する人で、生計を一にする子があり、年間合計所得が500万円以下の人
イ：妻と死別したあと、婚姻していない人　ロ：妻と離別したあと、婚姻していない人　ハ：妻の生死の明らかでない人

【5. 勤労学生】 □該当する場合は5に〇印
申告者が高等学校、大学、高等専門学校などに通い、年間所得が65万円(給与収入のみの場合130万円)以下の人
※該当する場合は「学校名」「年間所得の見積額」を記入し、学生証のコピーを提出下さい

⑤　他の所得者が控除を受ける扶養者情報の確認

□他の所得者で控除を受ける同居親族がいる場合は記入

⑥　**16歳未満**の扶養親族情報の確認

□年齢が16歳未満(平成14年1月2日以降生まれ)の扶養親族情報